

高速船運航休止の届出の提出等について

1 概要

- 令和6年度末での高速船運航休止の合意に基づき、しまなみ海運株式会社は、竹原～大長間の高速船航路の休止届出を中国運輸局尾道海事事務所に提出し、令和6年9月27日付で受理された。
- しまなみ海運株式会社では、令和6年10月1日（火）以降、各港、船内やウェブサイトにおいて、高速船の運航休止について周知している。

2 高速船運航休止に伴う明石小長フェリー航路のサービス基準（運航回数）

- 当該航路の現在の認可運航回数は16往復であるが、高速船が運航休止になれば10往復のみとなり、サービス基準（12往復）を満たさなくなる。よって、「基準を満たすようフェリーの便数を2往復増便」または「サービス基準の引き下げ」のいずれかの対応が必要となる。
- サービス基準については、公共交通は地域住民を支える重要なインフラという観点から、関係市町間の合意形成及び運航事業者からの意見聴取を踏まえた上で、パブリックコメントの実施等の所定の手続に従って中国運輸局が決定する。

3 当該航路に関する大崎上島町の考え方

大崎上島～大崎下島間の交流を維持することで地域の衰退を防ぐため、次の2つの観点から12往復の維持を望んでいる。

（1）大崎上島及び大崎下島の住民にとって重要な航路

- 大崎上島町は離島のみで構成されているため、海上交通は、通勤や通学など住民の生活にとって無くてはならない移動手段であり、高速船の代替として明石小長フェリーの重要性を認識している。
- 本航路は大崎下島にある選果場への農家の往来でも利用されている。広島ゆたか農業協同組合の合併により大崎上島・大崎下島の各選果場が大崎下島に一本化されたことに鑑み、本町では、平成26年度から国の離島活性化交付金を活用し、柑橘、プラム、早秋柿、トマト、きゅうりやいちごなどの戦略産品を選果場に輸送する際のフェリー運賃について、広島ゆたか農業協同組合に支援している。両島の往復は年間200回を超えるなど、農家にとっても重要な航路であるため、安定的に維持されることが望まれる。

（2）広域周遊の促進にとって重要な航路

- 広域周遊の促進により、エリア内の滞在時間を延長させ、飲食や宿泊に誘導することが重要である。瀬戸内周遊にはフェリーの利用が効率的であるが、シームレスで快適な移動を実現するためには、充実した往復便数が求められる。
- 竹原市では、令和5年度観光客数が前年比14.2%増（789,965人）で、消費額が過去最高であったと報道された。こうした好機を的確に捉え、広域周遊を促進させ、観光消費額の向上に取り組むことが重要である。海上交通の充実が誘客を促進する大きな要素となる。

4 今後の対応

引き続き、関係機関との早期合意形成に向けた協議を進めていく。